

自治体職員の危機管理意識

弁護士法人佐々木総合法律事務所 弁護士 佐々木 泉顕



Profile

佐々木 泉顕(ささき もとあき)氏

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
 弁護士法人佐々木総合法律事務所
 TEL011-261-8455 FAX011-261-9188

・北海道町村会顧問
 ・社団法人札幌市医師会顧問
 ・北海道教育委員会顧問

はじめに

市民の権利意識の増大、行政に対する監視が強まる中で、自治体職員は公務を遂行するに際して、さまざまな事故や不祥事が発生しうることを予測し、発生した場合の対処法も考慮した上で行動することが要求される。また、自治体は多くの業務やサービスを民間事業者に委託発注しているから、その場合にかなる注意が必要となるかを研鑽しておく必要がある。

一、プールにおける死亡事故

A町が念願の温水プールを建設し、運営することになった。この場合、A町職員は、利用者からの賠償請求を避けるために、どのようなことに注意しなければならぬのであろうか？

答えは、①プールに安全確保の観点から構造上の問題がないか、②利用者への

注意事項の内容、③監視等の管理の委託を行う場合の業者との契約内容、に注意することになる。

①のプールの安全確保については、平成19年3月に文部科学省から「プールの安全標準指針」(以下「指針」という。)が出されているが、これは、平成18年7月に埼玉県ふじみ野市の市営プールで、小学校2年生の女の子がプールの排水口に吸い込まれて死亡するという実に痛ましい事故が発生したことを受けて策定したものであり、同種事故を防ぐために排水口の構造や点検については詳細に記載されているが、その余の事項についてはいささか抽象的であって、他の事故発生防止に直接役立つものではないとの感を免れない。

A町のプールは子供用のプール(深さ約70cm)と大人用のプール(深さ約130cm)が金属パイプで仕切られているが、子供用のプールから大人用のプールに移動しようと思えば容易に移動できる構造になっている。かような構造自体は違法でもな

いし、指針に反するものとは言えない。しかし、プールというものは多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれるから、自治体としては、子供用プールで泳いでいた子供がいつの間にか大人用のプールに移動して泳ぐことや、その結果、大人用プールの底に足の届かない子供の溺死事故が発生することがありうることも予測しなければならない。

従って②の利用者への注意事項の中で、大人用のプールの利用について身長制限あるいは年齢制限をするなどして、この注意事項を入り口付近のよく見える場所に掲示しておくことが必要である。また、一般に子供だけによるプール利用の場合に事故発生が多いことから、子供だけの利用については、小学校高学年の児童以上に限定するなどの注意も必要であろう。指針にも、「プールを安全に管理するためには利用者への適切な注意や警告も必要であり、適切な看板や標識類を設置することが望ましい」と示されている。

また、指針によれば、A町は、安全管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えなければならない。このうち監視員については一定の泳力を有すること等、監視員としての業務を遂行できることや、プール全体をくまなく監視できるように施設の規模に見合う十分な数の監視員の配置が必要とされているから、民間業者(仮にBとする)に委託することになる。そこで③の委託契約の内容で注意すべきことは、万が一、不幸にもプール内で監視体制が不十分のために事故が発生した場合に、Bが被害者との交渉等も含めて全責任を負うという内容にする必要があるということである。また、実際に事故が発生して被害者側から損害賠償請求をされた場合に、Bに資力がなければ、結局のところA町が国家賠償法に基づいて損害賠償義務を免れないことになるから、Bに損害保険会社との間で賠償責任保険契約を締結する義務を負わせて、定期的に保険証書の提出を義務づけることも必要である(提出は1回では足りない。途中で解約することもありうるからである)。

二、訴訟告知について

仮に、被害者側とBとの間の損害賠償交渉がこじれて、A町を被告として国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を提起された場合にはどうすればよいのであろうか。

プールの監視業務自体はA町が行っていたわけではないので、監視体制の内容についてA町は十分把握しておらず、A町単独では十分な主張はできないし、必ずしもBが裁判に協力してくれるとは限らない。このことは、プールの監視業務に限らず、民間委託に際して発生する訴訟全般に共通して起こりうることである。かような場合には、民事訴訟法53条1項(注1)に基づいて、Bに対して訴訟告知という手続きを行って、Bに対して訴訟に参加することを促し、民事訴訟法42条(注2)に基づいてBに補助参加してもらうことになる。訴訟告知をしておけばたとえBが訴訟参加しなかった場合であっても、仮にA町が、Bの監視体制に不備があるという理由で被害者側との裁判で敗訴した場合に十分な意味がある。なぜなら、A町が監視体制を怠ったBに求償を求めるために損害賠償請求訴訟を提起する場合に、時効が中断されることに加えて、BはA町との裁判で自分に責任がないとの主張が出来なくなるからである(注3、4)。

三、看板設置と著作権

C町が、C町の郷土歴史館内に、観光客向けに北海道の野鳥の写真と説明文

を載せた案内ボードの作成を業者Dに発注することになった。発注に際してC町担当者、どのようなことに注意しなければならないのであろうか?

最近発生した類似事案では、C町が掲示していたところ、ある日突然Eから、野鳥の写真は自社で撮影したものであり、自社の出版物に掲載したものが無断使用されているので、ボード1枚につき100万円支払えという内容証明郵便が届いた。

C町担当者は慌ててDに事情を確認したところ、Eの主張どおり、DはEの出版物に掲載された野鳥の写真を無断で複製したものを使用してボードを作成したことが判明した。

著作権法上、写真も著作権の対象となる著作物であるから、野鳥の写真も撮影者の承諾無しに勝手に利用すると著作権侵害になることは当然なのであるが、日本人は、著作権を含む知的財産権の権利性について実は無頓着であり、自治体も業者も比較的安易に考える傾向がある。しかし最近では知的財産権についての市民の権利意識は飛躍的に増大しているから、自治体としては、写真やデザインを伴う物を発注する場合には、契約書の中で、「第三者の知的財産権その他の権利について侵害しないこと」、「トラブルが発生した場合には責任をもつて対応すること」等の条項を入れて、発注に際して業

者に対して十分注意をすることや、成果物の納品に際して、写真等の出所について確認することが必要である。

「まさか業者が勝手に他人の写真を複製するなどは思わなかった」では済まないことを十分注意すべきである。

(注1)民事訴訟法53条1項「当事者は、訴訟の係属中、参加することができる第三者にその訴訟の告知をすることができる。」

(注2)民事訴訟法42条「訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。」

(注3)民事訴訟法53条4項「訴訟告知を受けた者が参加しなかった場合においても、第46条の規定の適用については、参加することができた時に参加したものとみなす。」

(注4)民事訴訟法46条1項「補助参加に係る訴訟の裁判は、次に掲げる場合を除き、補助参加人に対してもその効力を有する。」